

東京都八王子労政会館食堂入店業者公募要項

1 公募の目的

東京都八王子労政会館の食堂は、利用者等の利便性向上のために飲食サービスの提供を行うことを目的とする。

2 公募業務

東京都八王子労政会館における飲食サービスの提供業務

3 施設概要

- (1) 設置者 東京都
- (2) 管理運営 東京都
- (3) 名称 東京都八王子労政会館
- (4) 所在地 東京都八王子市明神町三丁目5番1号
- (5) 交通機関 JR中央線八王子駅北口徒歩約10分
京王線京王八王子駅中央口徒歩約5分
- (6) 敷地面積 2,606.48㎡
- (7) 延床面積 3,093.76㎡
- (8) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建
- (9) 建築年 昭和53年3月
- (10) 入居機関 東京都労働相談情報センター八王子事務所 及び 東京都八王子労政会館
- (11) 休館日
 - ア 毎月第一月曜日、第三日曜日
 - イ 年末年始
 - ウ 会館施設点検日等（年1～2日）
- (12) 開館時間 午前9時から午後9時30分
- (13) 会館利用者数 ホール、会議室等利用者 延べ213,546/年
（「令和元年版 東京都労働相談情報センター八王子事務所 事業概要」による）

4 食堂概要

- (1) 店舗総数 一店舗
- (2) 店舗位置 八王子労政会館1階

- (3) 使用許可面積
建物120.77㎡(厨房、更衣室、倉庫、陳列ケース等を含む)
土地20.36㎡(看板用0.42㎡、業務用駐車スペース2台分19.08㎡、物置用0.86㎡)
- (4) 所有者 東京都
- (5) 客席数 90席(談話室としての一般開放部分と共用)
- (6) サービス方法 セルフサービス方式可能
- (7) 食堂設備等
- ア 厨房設備概要(東京都が設置しているもの)
別紙厨房設備一覧のとおり(7ページ)
- イ その他の設備等(東京都が設置しているもの)
- ・テーブル
 - ・椅子
- ウ その他の設備等(入店者が用意するもの)
- ・レジスター
 - ・食器、トレイ、箸、フォーク類、卓上用品等
 - ・サンプルケース
 - ・上記の設備を除く厨房用品
 - ・その他食堂業務に必要なもの
- エ その他
- ・設備等は既存のものになります。
 - ・設備等については、多少変更することがあります。

5 入店条件

- (1) 使用許可期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (2) 入店開始時期
使用許可後、できるだけ早期に営業が開始できるようにしてください。
詳細については別途協議します。
- (3) 使用料
使用料は東京都行政財産使用料条例に基づき決定した額とします。
参考 平成31年度年間使用料 ¥1,314,816-
注 使用料は東京都の発行する納入通知書により、指定する期限までに納入が必要です。
- (4) 客席・談話室の扱い
客席・談話室は原則として共用スペースとして扱っており、食堂利用者以外の利用も可能とします(90席)。
- (5) 営業日及び時間
八王子労政会館の開館日・開館時間の範囲内で設定してください。(準備・片付け時間を含む)
- (6) 駐車場
食堂利用者の駐車場の利用については、一般の会館利用者と同様とします(22台)。
- (7) 出前

会館内への会議用飲料、弁当、宴会用料理の出前に対応できるようにしてください。
会館外への出前も可能です。

(8) アルコール類の提供
営業時間内であれば可能です。

(9) 光熱水費の負担
電気、上下水道料金は、使用量に応じて毎月東京都が発行する納入通知書によりお支払いください。
なお、ガス料金は東京ガス㈱と個別契約の上、直接お支払いください。
【参考】平成30年度実績 電気 422,099 円／年 上下水道 553,446 円／年

(10) 権利譲渡の禁止
入店者は、行政財産使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸・質入・その他担保に供し、若しくは営業の委託、名義貸し等を行うことはできません。

(11) 営業の許認可等
営業開始時までに営業の許認可等を受けてください。なお、許認可等を受けた場合は、速やかに東京都に許可書の写しを提出してください。

(12) 使用許可の変更又は取り消し
次のうちの一つに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する場合があります。
ア 使用財産を公用又は公共用に供するため、東京都が必要とするとき
イ 許可条件に違反したとき
ウ 事業が終了したとき

(13) 原状回復
入店者が使用財産を東京都に返還するときは、原状に回復して返還してください。

(14) 有益費等の請求権の放棄
入店者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他費用を請求することはできないものとします。

(15) 使用基準等の遵守
入店者は、東京都が定める「行政財産使用許可に基づく使用基準」等を遵守してください。

(16) 消防活動等
営業者は、東京都労働相談情報センター八王子事務所が実施する消防・避難訓練に参加するとともに、火災等災害発生時においては東京都労働相談情報センター八王子事務所と連携して消防活動・避難誘導等を行っていただきます。

(17) 衛生管理
営業者は、次の衛生管理に必要な処置等を自己の負担で行うものとします。

- ア 使用許可面積内（グリストラップの清掃を含む）の日常及び定期清掃を行うこと。
- イ 排出される廃棄物（廃油含む）は、関係法令を遵守し適正に処分すると共に、缶・ビン等の資源物はリサイクル処分すること。

ウ 衛生に関する法令及び保健所等の指導を遵守し、事故防止に必要な処置を行うこと。

6 応募者の資格

応募資格者は法人又は個人とし、次の要件を満たしていることとします。

- (1) 使用許可の趣旨を理解し、意欲のある者であること。
- (2) 良質な飲食物及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (4) 申込日現在において、飲食店営業の許可及び今回の提案を実施するために必要な免許等を持ち、かつ東京都内に事業の店舗を有し、5年以上継続して健全な経営を行っているものであること。
- (5) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (6) 税金を完納していること。
- (7) 使用料及び光熱水費等の支払能力があること。
- (8) 接客及び苦情対応を適切に行えること。

7 入店者の選定及び使用許可

(1) 入店者の決定方法

応募者の中から、東京都において書類等を総合的に審査した上で、入店者を内定します。

(2) ヒアリング等の実施

応募書類の提出後、審査に当たって、応募者に提出書類の内容等についての説明や追加書類を求めることがあります。

(3) 審査結果の通知

審査結果は応募者全員に通知します。審査経過・結果について、電話等のお問い合わせには応じません。

(4) 使用許可の手続き

東京都と入店内定者との間で、使用許可の手続きを行います。

8 入店内定者の取り消し

次の場合には、入店内定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、東京都の指定する期日に使用許可の手続きに応じなかったとき。
- (2) 入店者の内定から使用許可の手続きまでの間に、入店者について資金事情の変化等により店舗の設置・運営の履行が確実でないと東京都が判断したとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう等により、入店者としてふさわしくないと東京都が判断したとき。

9 現地説明会

現地において説明会を開催します。応募される方は御参加願います。

説明会不参加の法人、個人からの応募は受け付けません。

- (1) 開催日時 随時実施します（要事前予約。現地説明会参加申込書に希望日時を記載してください）
- (2) 開催場所 東京都八王子労政会館（9ページの地図参照）
- (3) 申込方法 「現地説明会参加申込書」（10ページ）をFAX又は電子メールのいずれかにより提出してください。
- (4) 提出期限 令和2年1月27日（月）
- (5) 提出先 東京都労働相談情報センター 事業普及課（担当：直井、清水）

10 質疑及び回答

現地説明会において質疑応答を行います。

11 応募書類の提出

応募書類の提出は、郵送又は持参により行ってください。東京都は郵便事情による未着、遅延の責は負いません。また、申込みにかかる費用は応募申込者の負担とします。

- (1) 提出書類 別紙一覧表（8ページ）を参照してください。
- (2) 提出先 〒102-0072
千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階
東京都労働相談情報センター 事業普及課（担当：直井、清水）
- (3) 提出期限 令和2年1月31日（金）必着
※ 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間にお願いします。

(4) 応募書類の取扱い

ア 応募団体等から提出された応募書類の著作権は、応募団体等に帰属します。

また、応募書類に記載された個人情報、営業者の審査から選定手続きに使用すること以外に利用しないものとします。

但し、東京都が労政会館の管理運営内容の公表及びその他必要と認める場合に、その一部又は全部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権等

応募に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、応募団体等が負うこととします。

ウ 応募書類の返却

選定されなかった団体等の応募書類は、営業者の使用許可決定後、原本のみ返却します。

12 書類提出に関する留意事項

「現地説明会参加申込書」、「質疑書」、「応募書類」を東京都へ提出する際には、指定の方法で提出していただきますが、それぞれの方法について次の点を御留意ください。

(1) 郵送による場合（「応募書類」）

指定の期日必着でお願いします。東京都は郵便事情による未着、遅延の責は負いませんので、御注意ください。

(2) F A X ・ 電子メールによる場合（「現地説明会参加申込書」）

送信後、必ず電話で着信確認を行ってください。

(3) 持参による提出（「応募書類」）

平日の午前9時から午後5時の間にお願いします。

13 各提出書類の提出先

住 所 〒102-0072
千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階

担 当 東京都労働相談情報センター 事業普及課 （直井、清水）

電 話 03-5211-2200

F A X 03-5211-3270

電子メールアドレス S0000498@section.metro.tokyo.jp

厨房設備一覧

	品名	規格
1	物品棚	ステンレス製 1800×600×1800
2	揚げ物器	ステンレス製 670×600×800
3	ウォーマーテーブル	1500×600×800
4	食器戸棚	900×600×1800
5	炊飯器	760×650×1315 7K
6	洗浄機	85×74×137 貯湯量(満水時)17L
7	調理台	1500×600×800 (引出付)
8	調理台	1500×600×800 (引出付)
9	調理台	1800×600×800
10	調理台	1500×600×800 (引出付)
11	調理台	600×600×850
12	調理台	2700×450×800 (ホールカウンター・流し台付)
13	流し台	1800×600×800 (2槽)
14	流し台	1200×800×850 (1槽)
15	流し台	1200×600×800 (1槽)
16	水切り台	1300×800×800
17	冷蔵庫(恒温高湿庫)	1260×800×1880
18	冷蔵庫(恒温高湿庫)	1800×650×1890
19	冷蔵庫(低コールドテーブル)	1500×600×800
20	冷蔵庫(低コールドテーブル)	1200×600×800
21	冷凍庫	1800×650×1890
22	製氷機	700×525×1200
23	レンジ	1250×750×720
24	ガステーブル	890×1800×860
25	天火	1000×980×1510

東京都八王子労政会館食堂入店応募に伴う提出書類一覧

	提出書類	様式等	部数	チェック欄
1	入店応募申請書	様式1	10	
2	事業概要	様式2	10	
3	経営企画書	様式3	10	
4	月間収支予定表	様式4	10	
5	商業・法人登記簿謄本（原本）（履歴事項全部証明書）		1	
6	<個人事業主のみ> 身分証明書（原本）（本籍地の区市町村長が発行するもの）		1	
7	最近3か年分の法人事業税及び法人都民税の納税証明書。 個人事業主の場合は、最近3か年分の個人都民税（居住地分、事業所地分）及び個人事業税の納税証明書。		1	
8	最近3か年分の貸借対照表、損益計算書		1	
9	今回の提案を実施するために必要な免許等の写し		1	
10	今回の提案に類似又は関連する事業の実績		1	
11	その他応募者のPRとなるもの（会社概要等）		1	

※ 複数部数提出の書類は原本1部+コピー9部を提出してください。

※ 上記書類のほか、都が必要とする書類の提出を求めることがあります。

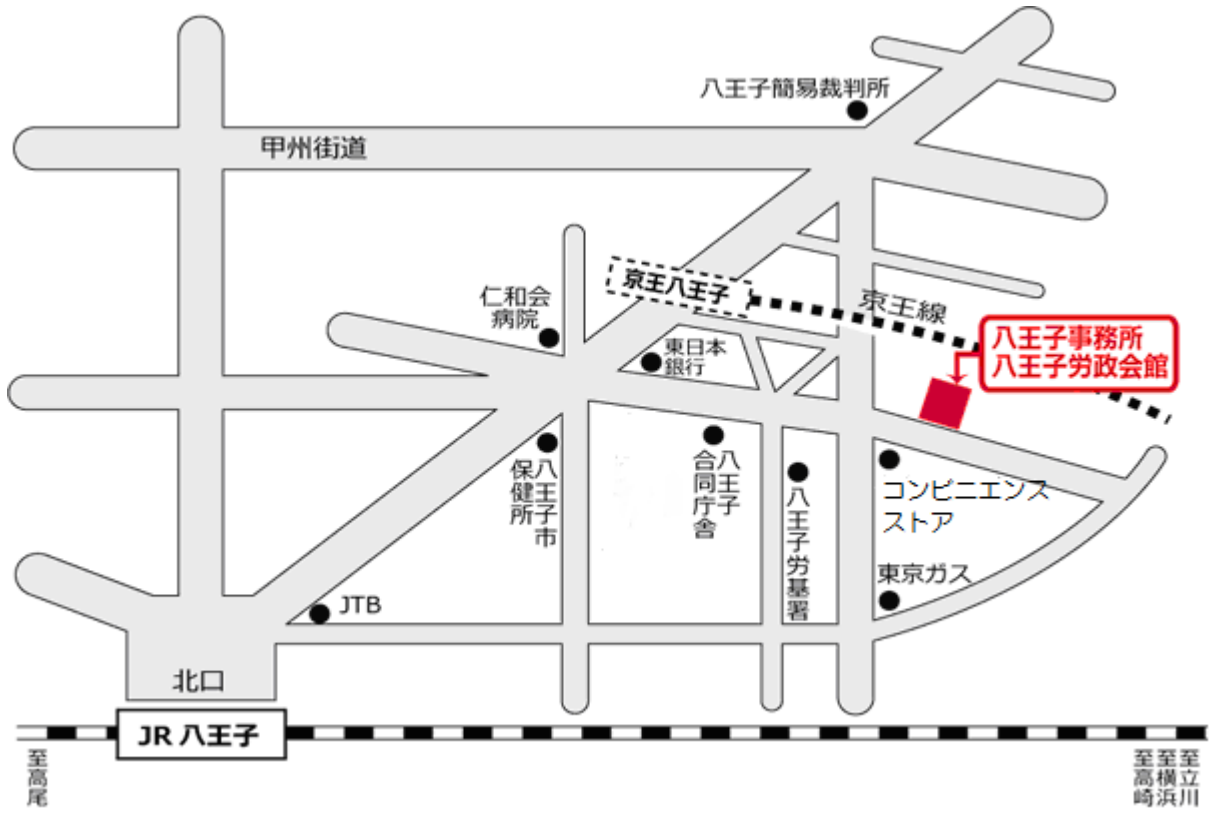
※ 証明書及び謄本は、提出日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 選定されなかった団体の応募書類は、営業者の使用許可決定後、原本のみ返却します。

※ 応募書類は、次の要件に適合するものとします。

- (1) 記載した内容が、公募要項に示された条件等に適合すること
- (2) 虚偽の内容が記載されていないこと
- (3) 記載すべき項目が、全て記載されていること

地図



現地説明会参加申込書

東京都八王子労政会館食堂入店業者公募説明会に下記のとおり参加を希望 します。

記

会 社 名	
代 表 者 職 氏 名	
所 在 地	
担 当 者 職 氏 名	
連 絡 先 電 話 番 号	
F A X 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	
参 加 予 定 人 数	
現 地 説 明 会 希 望 日	(第一希望) 令和2年1月 日(曜日) 午前・午後 (第二希望) 令和2年1月 日(曜日) 午前・午後
ご 不 明 な 点 (内容によっては回答が後日 になる場合や回答できない場 合があります)	

提出先

東京都労働相談情報センター 事業普及課 直井、清水
〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階
TEL 03-5211-2200
FAX 03-5211-3270
E-MAIL S0000498@section.metro.tokyo.jp